

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察庁丁運発第53号  
令和4年3月4日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

### 認知機能検査員講習の実施について(通達)

認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会が行う講習(以下「認知機能検査員講習」という。)については、「認知機能検査員講習の実施について」(平成31年1月8日付け警察庁丁運発第2号)により実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行等に伴い、下記のとおり所要の改正を行ったことから、令和4年5月13日以後に認知機能検査を行う者に対する認知機能検査員講習は、下記を標準とすることとされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

### 記

#### 1 認知機能検査員講習の実施要領

##### (1) 受講対象者

21歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの

##### (2) 講師

警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

##### (3) 講習内容等

###### ア 講習項目等

講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別紙のとおりとする。

###### イ 講習方法

- (ア) 講習項目「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」については、視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」(警察庁運転免許課作成)により行うこと。
- (イ) 講習項目「高齢運転者対策の概要」については、「高齢運転者対策の概要」(警察庁運転免許課作成)を参考に、各都道府県警察の実情に応じて作成した資料を用いて、講義形式により行うこと。
- (ウ) 講習項目「認知機能検査の実施方法」については、「認知機能検査の実施要領について」(令和4年3月2日付け警察庁丁運発第47号)の別添「認知機能検査の実施要領」を活用して、次の基準により行うこと。
  - ① 講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について説明を行う(40分間)。
  - ② 講師による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行

う（40分間）。

③ 受講者が二人一組になって、受講者が相互に検査の模擬実施を行う（60分間）。

④ 模擬実施後の受講者からの質疑対応（10分間）。

(4) 終了証の交付

認知機能検査員講習を終了した者には、別記様式の終了証を交付すること。

2 留意事項

(1) 計画的な講習の実施

年度ごとに講習実施計画を作成し、計画的な検査員の養成を行うこと。

(2) 講習実施についての周知

講習の実施について都道府県警察のホームページに掲載するなどして、当該講習の実施について周知を図り、受講を希望する者に対して、受講機会を広く提供すること。

(3) 自動車安全運転センターが実施した研修、補充講習又は伝達補充講習を終了した者に対する講習項目の省略

次の講習等を終了した者は、「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」を受講しているため、認知機能検査員講習の講習項目と重複することから、当該講習項目を省略することができる。

なお、重複する講習項目を省略する場合には、自動車安全運転センターが実施した研修、補充講習又は伝達補充講習を終了した旨が記載されている書面を確認すること。

ア 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者

イ アの者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）を終了した者

ウ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者

エ 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

(4) 認知機能検査の導入に当たり実施した認知機能検査員講習の取扱い

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則（平成21年国家公安委員会規則第4号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第4項により、認知機能検査の導入に当たり各都道府県警察が実施した講習を終了した者についても、認知機能検査員講習と「同等以上の内容を有すると都道府県公安委員会が認めるもの」を終了した者は、認知機能検査員講習を終了した者とみなされることとされている。各都道府県警察が認知機能検査の導入に当たり実施した認知機能検査員講習は、平成21年改正規則附則第4項の「同等以上の内容を有すると都道府県公安委員会が認めるもの」に該当するので、誤りのないようにすること。

## 認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間(分)
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	90
高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	60
認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施 (ロールプレイング)	150

# 終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを  
証明します。

年 月 日

公安委員会 印